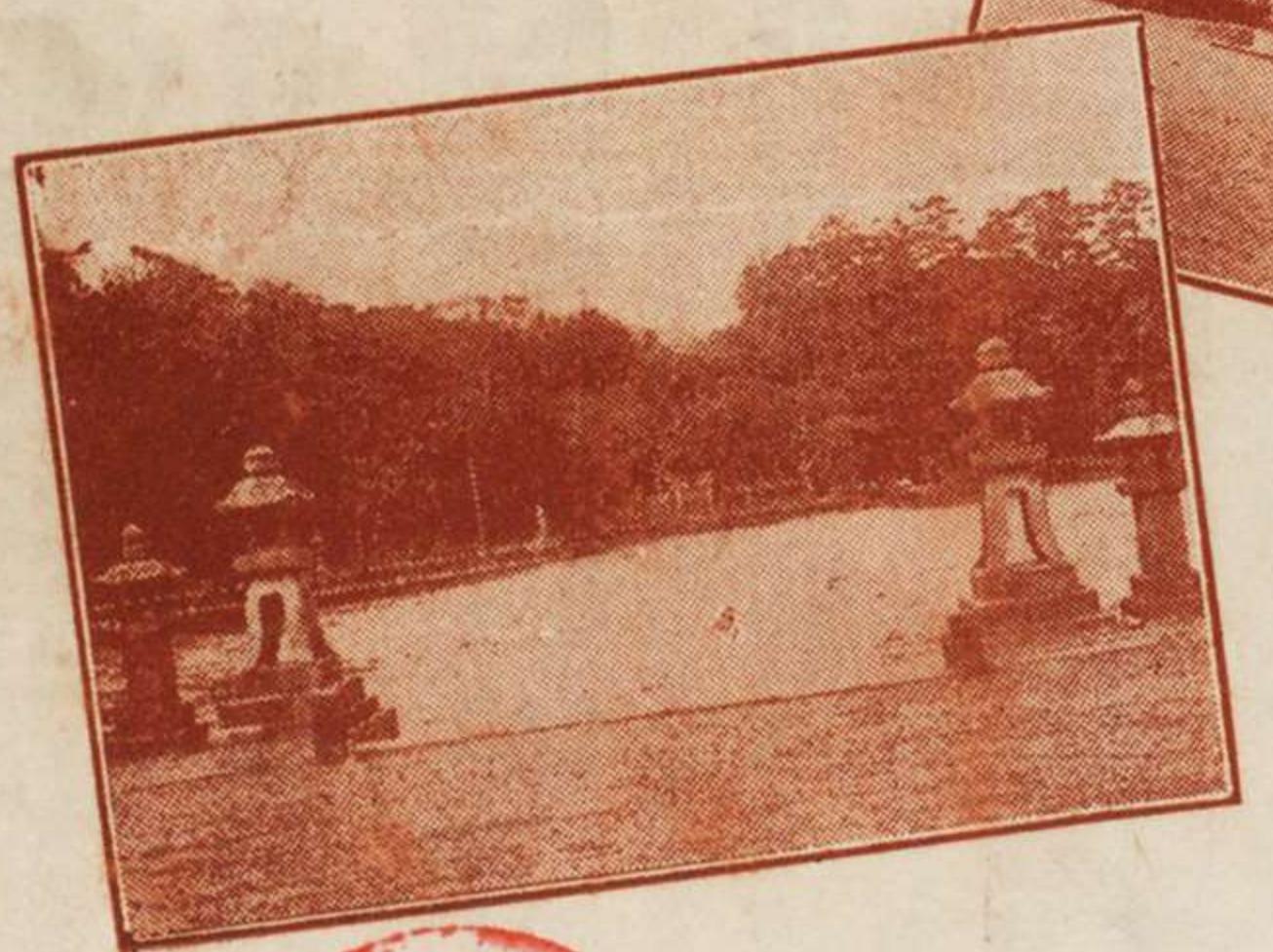


萩月報

號三十二第



昭和二年五月號

山口縣萩町發行



時事提唱

—

方今の政務は御承知の如く内外共に多事多難でありますから選舉有權者の総意を帝國議會に反映せしむるに

を獎むる次第であります

前田中内閣の當時に於ける解散後の總選舉も年は違つて居るが其の日は恰も昭和三年の二月二十日であります
した當時萩町に於ける確定選舉人名簿に依る有權者數は六千五百七十人であつて其の後失權死亡者等ありた
る爲投票當日の有權者總數は六千五百四人であります
が結局棄權者の總數は千二百七十人の多きに及び投票當日の有權者百人に對し十九人強の割合となり折角の普選法實施當初の選舉としては其の成績餘り勝れて
居ることは申されぬのです

倫小學校講堂、椿東區内は松陰神社記念館、椿區内は椿西小學校、山田區内は奥玉江光山寺に於て何れも午前七時より午後六時まで投票所を開始することとなり此の投票と言ふ行爲は即ち與へられたる選舉權を行使するを意味し而して其の選舉權なるものは所謂公權利にして一面公義務となつて居りますから苟も此の榮譽ある參政權を抛棄するが如きは大に慎むべきものであります夫れ故に特に衆議院議員の選舉に限り船舶の乗組員、鐵道の乗務員、召集中の陸海軍人、海上勤務中の艦船乗組員に對しては投票の當日前に於て不在投票の方法をも設けられてあるのです「棄權しては濟まぬと言ふこと」はパンフレットとして夫々區長役場を経て各選舉有權者に配布してはありますが更に本紙を通じ此の重大なる參政權の實行方を獎むる次第であります

付ては須らく選舉法規の精神に鑑みお互として一人たりとも棄權者を少くし且つ各其の自由意思に基き公正なる選舉を行ひ以て國家の期待に副ふ様努めねばならぬと思ひます。

以上の次第でありますから來る本月二十日の投票の當日に於ては選舉權行使勵行の爲區長役場から其の注意を促すことゝなつて居りますが是等の公義務を盡すことから考ふれば徒らに區長役場の手數を煩はさずとも潔く投票行爲を終了して戴きたいことを切に冀ふのであります。

今回の選舉に用ふべき衆議院議員選舉人名簿は昨年の九月十五日現在を以て調製したのでありますから其の後に於て萩町外に轉出したる者萩町外より轉入したる者又は萩町内に於て投票區を異にする區域に其の住居を移したる者の如きは何れも選舉人名簿調製期日に於て住居を有したる地の投票區の投票所に於て投票を行ふことゝなつて居ります。

叙上の如く有權者として其の選舉權を行使するに付ては法令の規定上遺漏無きを期せられて居りますから必ずや此の重大なる公權を空虚ならしめざらんことを希望する餘り一言を費した次第であります。

庶 般 行 政

◎歌會始の儀 一月二十九日午前十時歌會始の儀を行はせられたり御製以下左の如し

御 製

いそ崎にたゆますよするあら波を凌くいはほの力をそおもふ

皇后宮御歌

海をいつる年のはつ日に照らされてのとかにたてりはまの大岩

皇太后宮御歌

おとたかく寄るしら波をちよろつの玉とかへつゝたてる岩かね

選 歌

京都帝國大學教授正五位

松山基範妻松枝上

鶴のゆめもまとかなるらむ音もなくあさしはよする磯の岩むら

従五位勳六等

北里蘭上

鰐の背に似たる岩見の蒲ならぬ波の花ちる氣多のみさきに

正七位齊藤惇上

上

すめろきのおり立たしけむ紀の國の潮のみさきのうつの大岩

三重縣

梶口徳次郎上

わたつ海の神の御門かはやしほのうつまくせとにたてる巖は

鹿兒島縣

八田知意上

日向なた鵜戸の巖をおもしろみ神もみあしをとゝめましけむ

◎第五十七回帝國議會

衆議院解散

一月二十一日官報號外を以て帝國憲法第七條に依り衆議院の解散を命ぜらるゝ旨の詔書を降下せらる。

◎第五十七回帝國議會

貴族院停會

一月廿一日官報號外を以て帝國憲法第七條及び第四十四條第二項に依り貴族院の停會を命ぜらるゝ旨の詔書を降下せらる。

◎衆議院議員總選舉期日

一月廿二日官報を以て帝國憲法第四十五條及衆議院議員選舉法第十八條に依り昭和五年二月廿日を以て衆議院議員の總選舉を行ふことの詔書を降下せらる。

◎宮廷錄事

◎行幸 天皇陛下は一月八日午前九時二十分御出門代々木練兵場へ行幸陸軍始觀兵式を行はせられ同

◎御用始當日に於ける

林町長の摺挨

る爲一月一日午前十時を期し萩町公會堂の外椿東、越ヶ濱、椿西、白水、木間の各小學校の六會場に於て新年祝賀互禮會を開催、會員總數一千五百有餘名に達し一同聖壽の萬歲を奉唱開宴中會員相互の賀詞を交換し昭和第五年の春を祝福しつゝ盛會裡に正午過散會せり。

◎公設萩消防組出初式

一月四日午前十一時より明倫小學校内有備館に於て公設萩消防組出初式舉行是より先、午前五時半サイレンを合圖に總員集合、器具の點検を了り春日神社に參拜、町内を巡回明倫校内有備館に歸著し放水演習後向井萩警察署長司會者として組員心得朗讀、講評訓示賞與辭令交付に次き町長式辭、來賓祝辭、組頭の答辭等ありて閉會更に恒例に依り町公會堂に於て新年宴會を催し午後一時過散會せり。

十一時五十二分還幸あらせられたり

◎御安著 天皇 皇后兩陛下は一月九日午前十時二十五分御出門同十時三十五分東京驛御發車同十一時五十分逗子驛御著車午後零時十分葉山御用邸に御安著あらせられたり

◎還御 天皇 皇后兩陛下は一月二十日午前九時五十分葉山御用邸御出門同十時十分逗子驛御發車同十一時二十五分東京驛御著車同十一時三十五分還御あらせられたり

◎孝明天皇例祭 一月三十日孝明天皇例祭の儀を行はせらるゝ旨公示せらる

◎御沙汰 宣仁親王殿下を西班牙國へ差遣はさるゝ旨一月二十五日御沙汰あらせられたり

◎一月二十三日宮内省告示第三號を以て二月四日宣仁親王殿下公爵徳川慶光姉喜久子姫と結婚の禮を行はせらるゝ旨公示せらる

昭和五年の御用始に當り町長として希望する一端を述べ執務上の資に供せむとす惟ふに町自治團體の使命とする所は國家と社會民衆との中間に在りて國法の示す所に従ひ廣く被治者の福祉を増進するに在ることは改めて囃々を要せざるべし然るが故に町吏員たる各位は其の職制の定むる所に遵ひ上下の扶序を保ち主擔の事務に付ては熱心と興味とを喚起し以て日進の政務に對應するの氣慨なかるべからず勿論昔日に於けるか如く單に受動的退讓主義を排し與へられたる主管事務の上に付須らく發動的進取主義を以てし徹底せる行政を作爲せざるべからず
要するに各場合に處し被治者を對象として治績の向上進歩を期すべきものなるを以て其の第一主義とし被治者にて對し誠心誠意を旨とし益々其の信賴を醇くすること、其の指導を爲すに當りては應切叮嚀を旨とし之を率成誘致するの熱心を抱持すること、事務を措辨するに當りては苟も至公至平を旨とし且つ

法規に通し周到なる注意を以て其の確實を期することに在りと信す假に被治者をして其の間不快を感じるが如きは多くの場合以上の點に於て缺陷あるものなるに依り各位は一層修養研鑽を怠らず以て一般を通したる被治者を善導助長すべく努力することを要す

凡そ法規なるものは正しき政事を行ふ準繩なるを以て之を曲解し又は法規を重視せず徒らに傳統的の弊習に流るゝが如きは甚しき過誤なりと言はざる可からず是等は自治行政事務員として特に留意すべきことに屬す若し夫れ各種の感情の誘致するが如きは如此場合に胚胎するものなるに依り常に法規の適用を誤らす情實に遍せず其の責務を完ふすることに努めらるべし

今次の如き生活難を呪ふべき歳に際し防貧救貧に関する行政等社會的救濟の事業を重視する要あり萩町現住者中の受刑者數に於ても昭和三年のものに比し昭和四年の員數著しく多きを加ふるが如き大に考慮すべき事象に屬す各位主管事務に付之が善處の方策を研究設定せられることを要望す

長集會を開催協議終了後列席の磯部赤十字社山口支部主事及杉山愛國婦人會山口支部主事より夫々事務の打合せを爲し午後一時閉會せり。

◎第一回町會

一月十八日午後一時半より開會、出席議員二十四名左記の事項を附議し何れも原案の通可決確定午後二時半閉會せり。

因に開會劈頭抽籤に依り議員の席次を決定り。

一、昭和四年度萩町萩魚市場費歲入歲出追加豫算
一、廢道敷地讓渡の件
一、區長辭職承認の件
一、町村道路線變更の件
一、區長決定の件

◎萩町區長集會

一月十日午前十時より町公會堂に於て本年第一回區長集會を開催。左記町長の挨拶に引續き別記町役場

近時其の筋に於て自治事務の整善を獎むる事切なるが爲往々にして形式的の虚飾を取てし何等意に介せざるものあり之に反し吾萩町としては飽くまで實質的事務の改善に重きを置き昨年來其の緒に就きつゝあり各位も此の趣旨に共鳴せられ著々として執務の便益を圖り傍ら能率を増進して縣下最右翼の町自治團體たるに恥ぢざるの決心を覺悟を有せられることを冀ふ

畢りに臨み昭和五年は前來の懸案となれる經濟國難に打勝つ爲幾多の難局を開展せざるべからずと確信す各位は其の第一線に立ち奮に之を開拓するに止らず所謂轉禍爲福の氣概を以て各其の司職を完ふし加ふるに今秋に於ける第二次國勢調査の如き臨時事務を處理するの餘裕をも存せられることを茲に昭和五年自治事務處理の要諦を指示し本日の挨拶と爲す

◎阿武郡町村長集會

一月十一日午前十一時より當町衙に於て阿武郡町村提出事項十四件區長役場提出事項十三件の外萩町農會提出事項十三件を附議し午後五時閉會せり

町長の挨拶

昭和五年の新春を迎ふるに當り恒例に依る各位の集會を催ふし萩町自治事務の進展に關し意見を交換することを得るは本職の最も欣快とする所なり

惟ふに昭和四年に在りては農業調査令に依る事務、家屋賃貸價格の調査、地租條例に依る異動地の整理其の他人事に關する臨時事務の集積せるものありたるに拘らず各位は前任者の後を襲はれ何れも満足し得る成績を收められたる等其の勞功の多大なるものあるを感謝すると同時に歲月と共に萩町の治績向上せることに對し慶みて祝福の意を表するものなり昭和五年は明十一日を以て金輸出解禁の實施に面せるを以て須らく公私經濟の緊縮を行ひ此の難局打解の爲健闘せざるべからず所謂經濟の緊縮とは漫然たる消費の節約を言ふにあらず要は傳統的の陋習に基く冗費を省き益々經濟上價值ある勤儉力行に勵み以て國家の安榮と民人の幸福を計るの意味なるを以て各位は此の趣旨を體得せられ管下の善導に努めら

れむことを冀ふ近時萩町の全般に亘り副業熱頓に勃興し無爲徒食する如きを耻辱と爲すの氣風現はれ相競ふて勤儉の美風を作興するに至れるは眞に慶賀に堪へざる所なり而して吾萩町の地勢北の一方は日本海の好漁場に面し陸の方面に在りては肥沃せる壤土の外河水の便を有する等天惠に富み近く山陰本線全通の曉に於ては水陸兩方面よりして交通至便の都市化せらるゝに至るべし是等の天惠及人爲に依る積極的施設に對し之に報謝するの途は他にあらず單に無黙事を廢し之を生産事業の方に轉嫁するにある而己斯く論し來るときは吾萩町の如きは公私經濟建直しの時機に際會し其の現況恰も時と所を得たるものと言ふべきに依り各位は一層此の點に付留意し徹底的指導督勵を寄まれず倚りて以て三萬町民諸子の福祉を増進することに努力せられむことを望む

思想の善導に關しては畏くも維神の道を基とする吾國體の觀念を明徴にすること固より其の所なり而して現今の世相に於ける失業者の救濟防貧救貧の事業の如きは思想矯正の方法として必要缺くべからざることに屬するに依り區民の訓育に關しては常に 皇

室中心主義を區是と爲し以て國民精神を作興すると共に生活難より生ずる危險なる社會現象を匡救する爲一段の努力を拂はれむことを要望するものなり
今秋十月一日を以て第二次國勢調査を行はることとなり今回の中のものは第一次の夫れに比し調査事項を増加せられたるものあり追て之が實施準備に着手するに際しては各位の御配慮を煩はすに至るべきに依り機會ある毎に其の趣旨を管下に徹底せしめ置かれることを望む

今回の集會に際しては各位の事務取扱上に關し諸多の意見を徵したる所多數有益なる資料を提示せられたるは多謝する次第なり依て是等の意見を取纏め別紙の如く整理せり之に依り討議決定せらるべし
以上は年頭の集會に際し所懐の一端を述べたるに過ぎず各位は益々自重加餐せられ常住坐臥區民を啓發善導して區內行政事務の治績向上に關し一層の御盡瘁あらむことを冀ふ。

昭和五年一月十日

萩町長 林 勇 輔

◎町役場提出事項

庶務課

- 一、區長及區長代理者異動に關する件
- 二、區長役場巡視に關する件
- 三、善行者調査に關する件
- 四、萩月報配付及回覽に關する件

社會課

- 一、姪產婦保護に關する件
- 二、窮民救助を要すべき者取調に關する件(口頭)

兵事課

- 一、徵兵適齡届に關する件
- 二、海軍志願兵募集に關する件

稅務課

- 一、昭和四年第一期田租納期に關する件
- 二、諸車の輪帶幅改正並課稅に關する件
- 三、不動產取得稅に關する件
- 四、縣稅課目課額表配付に關する件
- 五、家屋貨貸價格調查令公布に就て(口頭)

勸業課

◎區長役場提出事項

川島第一區

- 一、恒例に依る一月一日の新年祝賀互禮會の際一區又は大字の會員は同席に會同し祝宴を開催する様取計はれだし

◎決定 萩區に限り可成其の取計を爲す

川島第三區

- 一、毎月報告すべき區長事務は實際悉く報告されつゝあるや否や尙ほ其の材料は區長日誌の夫れに比し凡そ如何なる範圍の事項なるや
- 二、決定 職務章程第六條の報告は重要事項に限り又日誌は必要事項の記載に止むること

土原第二區

- 三、昨年春期に於ける腸チブス豫防注射施行の場所は例年ど異なり最寄醫院に於て行はれたるも本年度よりは例年の通之を施行せられんことを望む理由豫防注射施行のときは當區内に於ては其の日

時衛生組合長又は區長等現場に立會區民の注射能率を擧ぐることに盡力せり然るに各最寄醫院にて行ふときは之れが監督不可能なればなり

◎決定 從前通一定の場所に於て行ふこと

四、區長集會の提案を集會通知のとき必ず送付されたりこと

◎決定 可成伴名を掲げ通知すること

◎決定 絶對に廢止すること

土原第二區

一、從來萩町附近の弊風として結婚式たる際祝儀の意味を以て其の家庭に石地藏尊又は小船錨の類を持込み金品の謝禮を受くる者あるを散見す殊に是等は青年に多きを認むるは遺憾なりとす時勢上此の惡弊の全廢を望む

◎決定 絶對に廢止すること

上五間町區

二、婚禮又は葬式の際被案内者の贈り物のことを申合せ其の程度を定むること

◎決定 酒一升を程度とすること

三、矯風獎善に關する協定事項中「葬式の返禮を廢

す」とあるを「寺内の返禮にて止むること」に改むること

◎決定 適當の機會に於て改訂す

四、同上中病氣又は火災見舞の返禮を廢することは地方の美風を傷け或は他への聞へ乃至道徳上より稽ぶるも甚だ穩かならざるに付之を廢止すること

◎決定 適當の機會に於て病氣の場合を削り又火災の場合は關係區長役場まで挨拶廻りを爲すことによつて改む

川島第三區

一、稅金滯納者中には貧困者の外納期限を輕視する滯納常習者少からず斯かる常習者の矯正方に付研究發表を望む

理由 本題は己に指導感化宜しきを得て著々矯正の實現はるゝ所に在りては固より其の必要な未だ其の跡を絶たざるが爲無益の手數を要すること多きは局に當る者の最も痛憾とする所なり就ては常習者中眞に已むを得ざるものは兎も角全く納稅期限の觀念無く唯々毎回督勵注意をたし

◎決定 將來注意すること

土原第一區

三、納稅獎勵金交附規程中に公認納稅組合にして其の年度間納稅總額の全部を完納したる場合は相當の獎勵金を交附することに付新に規定を設けられたり

たし

理由 従來納稅に關しては町當局又は區長に於て常に怠納者の防止に努力しつゝあるも依然として成績良好ならざるは遺憾とする所なり而して其の納稅改善の途種々ありと雖納稅組合を設置するを以て最良手段と爲するに納稅組合は幹部の犠牲的努力と尙相當多額の經費、(組合には謄寫版を備付け尙帳諸用紙類雜用消耗品の購入組合徵收額不足のとき納稅の爲一時借入金の利拂、不納者の立替拂等)を要す是等の經費を從來の納稅獎勵金の内より支出するときは其の殘額僅少となり將來に向ひ組合の活動力を阻止すること大なり

◎決定 豫算の關係あるに付考慮す

上五間町區

受くる時を以て納稅期と考ふるやの感ある者に對し特に矯正の必要あるべし或は云はん滯納常習の多きは先天的なり矯正し難しと然れども常習者とて滯納必ずしも本意にはあらざるべく因習の久しき遂に茲に至りしものなるべし從つて其の原因の存する所を研究すれば何とか之に對し自覺を與ふる具体の方法をも發見さることもあるべし是れ即ち提出者が本會に向て研究協議を希望して已まざる所以なり

◎決定 一、納稅組合を設くること

◎決定 二、怠納者を召喚し町長より説諭を爲す事

二、納稅令書類が區長役場に来る時他區のものと混雜することあり地租割切符の如き場合殊に然りと思ふ勿論多數の令書を取扱ふ爲此の混雜を絶無と爲すことは望まれまじ如何にせば其の無駄の手數を減少し得るや

理由 本件は納稅者の手落と云ふよりも取扱者の責任關係に在りと云ふべく之を提出するは時に納稅者に對し不利益を蒙らしむることあるに由るなり

四、戸數割年三期を四期の納入に改められたし
滯納者を少なくする因由なるへしと思料すれば
なり

◎決定 現在の通とす

五、戸數割調査會は二週間以前に課稅の方法を詳細に通知し然る後調査會を開催すること

萩町一般の戸數割決定書は從來より交附ありたるに拘らず今年は何故に交附なきや萩町一般の割當を知らずして當區の調査を如何にするか今年は必ず近所の區四、五ヶ所の割當額なりとも交附さること

◎決定 賦課額表を配付すること但し昭和四年度分は經費の都合上困難に付諒承ありたし

◎萩町農會提出事項

- 一、自作農創設維持資金申込に關する件
- 一、肥料共同購入に關する件
- 一、果樹苗木検査に關する件
- 一、接木指導に關する件

配 合 原 料	
計	以上百分中成分
硫酸アンモニヤ	二貫四四〇匁
大豆粕	一貫六〇〇匁
過磷酸石炭	五貫六一〇匁
硫酸カリ	三五〇匁
計	十貫
室素全量	六%〇〇
アンモニヤ性窒素	五%〇〇

場合は開會の初めに於て力めて左記事項を勵行することとしたし各位の意見を諮詢

- 一、伊勢大廟遙拜
- 一、宮城遙拜
- 一、國歌合唱
- 一、御詔勅捧讀

◎區長及區長代理者異動

平安古第二區長	林 榮 次
一月十八日辭任	
平安古第二區長	戶田元輔
一月十八日就任	

◎區民訓練の道程として

一月十日區長集會の際町長より左の諮詢を發したるに對し満場一致之を實行する旨答申に及むることは大に喜ぶべきであります讀者各位も其の勵行方に付共鳴せられむことを

諮詢

問

一、區長若是戸主會長主婦會長の招集に依る集會の

一、特殊惡性害蟲防除に關する件

一、山林用種子共同購入と關する件

一、地方增進に關する件

一、製繩器共同購入に關する件

一、農產物の販賣斡旋に關する件

一、水田裏作改善利用に關する件

一、畜牛利用資質調查に關する件

一、麥作肥料共同配合に關する件

本縣農事試驗場の土壤肥料試驗成績に鑑み當地方に適する麥肥の配合法を公開して参考に供す

依願免本職(一月十三日付)

萩町書記 堀 市 熊

◎萩町 辭令

萩町書記 大田 隆明
萩町書記補 浅海 一雄

依願免本職（一月三十一日付）

- 14 -

委員會開催

◎叙任及辭令

朝鮮總督府專賣局事務官 山下眞一
平壤專賣支局長を命ず
京城覆審法院長朝鮮總督府判事男爵

退職を命ず
從三位勳二等男爵 真鍋十藏
叙正三位

以上萩町出身者
村岡徹介
叙從七位

江向第一區長 松本雅樂
熊谷町區長 藤山清太郎
堀内第二區長 藤井賴三
雜式町區長金子金八

□一月中發令の主要法令□

◎國の法規

○一月六日内務省告示第一號を以て萩港を大正十一年五月内務省告示第二百七十六號港灣區域決定の件中に追加せらる。

○一月六日内務省告示第三號を以て大正十二年八月内務省告示第二百七十六號港灣區域決定の件中左の以通改正せらる

あるものゝ免許

○一月二十三日内務省令第四號大正十五年二月内務省令第五號選舉運動の爲にする文書圖畫に關する件中改正の件

○一月三十日勅令第十七號 所得稅法施行規則中改正の件

○一月三十日勅令第十八號 營業收益稅法規則中改正の件

○一月二十三日山口縣告示第四十三號を以て昭和五年二月二十日施行の衆議院議員總選舉の爲にする各選舉區に於ける議員候補者一人に付定むべき選舉運動の費用は衆議院議員選舉法第百二條第一項第一號

◎縣の法規

二、内務大臣の指定する阿川の埋立の免許

四、内務大臣が甲號港灣として指定する港灣の埋立の免許及乙號港灣として指定する港灣の埋立にして其他の港灣の利用に著しく影響を及ぼすの虞

参照 公有水面埋立法施行令第三十二條
左に掲ぐる事項に付ては地方長官は内務大臣の認可を受くべし

第二條 港灣に關する事項にして左に掲ぐるもの
は本大臣の認可を受け處分すべし
二、前號港灣の外本大臣の指定する港灣に關する新築改築除却工事にして其の港灣の利用著しき影響を及ぼすの虞あるもの
○一月六日内務省告示第八十號公有水面埋立法施行令第三十二條第一項第二號及第四號に依る河川港灣指定の件中港灣乙號に追加せらる
参照 公有水面埋立法施行令第三十二條

參照 内務省告示第百三十一號 大正十一年五月内務省訓令第六號第二條第二號に依る港灣左の通指定す。
内務省訓令第六號

第二條 港灣に關する事項にして左に掲ぐるもの
は本大臣の認可を受け處分すべし

二、前號港灣の外本大臣の指定する港灣に關する新築改築除却工事にして其の港灣の利用著しき影響を及ぼすの虞あるもの

○一月六日内務省告示第二百七十六號港灣區域決定の件中左の件中港灣乙號に追加せらる
参照 公有水面埋立法施行令第三十二條

左に掲ぐる事項に付ては地方長官は内務大臣の認可を受くべし

二、内務大臣の指定する阿川の埋立の免許

四、内務大臣が甲號港灣として指定する港灣の埋立の免許及乙號港灣として指定する港灣の埋立にして其他の港灣の利用に著しく影響を及ぼすの虞

参照 公有水面埋立法施行令第三十二條

○一月二十三日山口縣告示第四十三號を以て昭和五年二月二十日施行の衆議院議員總選舉の爲にする各選舉區に於ける議員候補者一人に付定むべき選舉運動の費用は衆議院議員選舉法第百二條第一項第一號

二、内務大臣の指定する阿川の埋立の免許

四、内務大臣が甲號港灣として指定する港灣の埋立の免許及乙號港灣として指定する港灣の埋立にして其他の港灣の利用に著しく影響を及ぼすの虞

参照 公有水面埋立法施行令第三十二條

左に掲ぐる事項に付ては地方長官は内務大臣の認可を受くべし

二、内務大臣の指定する阿川の埋立の免許

四、内務大臣が甲號港灣として指定する港灣の埋立の免許及乙號港灣として指定する港灣の埋立にして其他の港灣の利用に著しく影響を及ぼすの虞

参照 公有水面埋立法施行令第三十二條

左に掲ぐる事項に付ては地方長官は内務大臣の認可を受くべし

二、内務大臣の指定する阿川の埋立の免許

四、内務大臣が甲號港灣として指定する港灣の埋立の免許及乙號港灣として指定する港灣の埋立にして其他の港灣の利用に著しく影響を及ぼすの虞

参照 公有水面埋立法施行令第三十二條

左に掲ぐる事項に付ては地方長官は内務大臣の認可を受くべし

全野村繁忠 全住田五郎 全岡村音熊 全戸田寅
 一 全小野清次郎 全山本留吉 全内田福松 全
 大草松平 全池部音松 全松屋俊行 全佐々村助一
 第三部消防手 城村長吉 全中村忠藏 全二村
 興作 全山村勇 全金子庄次郎 全田村忠二
 全戎屋槌五郎 全橋本久一 全荒川正男 全森
 本百合松 全三村信一
 第四部消防手 松田留吉 全寺田京助 全臺田壬
 寅 全田中五郎松 全田邊安太郎 全吉賀蓑一
 全小田俊雄 全中原松一 全柴田久一 全波多野
 重槌 全田邊寄一 全中村茂
 品行方正克く紀律を嚴守し熱心消防の事務に盡瘁す
 (以上各通)

越ヶ濱尋常高等小學校訓導兼越ヶ濱實業補習學校助
 教諭に任ず
 越ヶ濱尋常高等小學校訓導
 兼越ヶ濱實業補習學校助教諭 津田モト子
 白水尋常高等小學校訓導兼山田實業補習學校助教諭
 に任ず

(十二月二十八日付山口縣)

◎萩町青年訓練所費縣 費補助金

昭和五年一月二十三日付を以て萩町青年訓練所費本
 年度縣費補助金參百六拾四圓交付の指令ありたり

學 事

◎木間青年訓練所生徒 修了並進級狀況

昭和四年十二月末を以て修了又は進級したる木間青
 年訓練所生徒の狀況左の如し

一、修了生徒數 三名

◎小學校教員異動

阿武郡高瀬尋常高等小學校准訓導心得
 高津ツルコ

◎中等學校卒業生の男女 青年團に就て

近時中等學校卒業生が男女青年團に入團し團體の中
 堅くなりて之が振興に努力し良好の成績を收むる者
 多きを加へつゝあるは邦家の爲慶賀に堪へざる所な
 り將來共卒業生が進んで夫々男女青年團に入團して
 自己の修養を繼續しその完成を圖ることは現下の情
 勢に鑑み特に重要なりとの趣旨を以て今回本縣學務
 長より各中等學校長、市町村長、青年團及女子青年
 團長に對し可然配慮方通牒ありたり

◎男女青年團副團長就任

帝國在鄉軍人會阿武郡萩町聯合分會長
 豫備役陸軍騎兵大佐正五位勳四等功五級
 市川一郎
 山口縣阿武郡萩町内青年訓練所の指導に關する顧問
 を囑託す

昭和四年十二月二十六日 山 口 縣
 帝國在鄉軍人會阿武郡萩町椿東分會長
 豫備役陸軍步兵特務曹長從七位勳七等
 金子宗七
 山口縣阿武郡萩町内青年訓練所の指導に關する顧問
 を囑託す

昭和五年一月二十四日

山 口

縣

萩町明倫外五青年團に於ては一月下旬より二月上旬

に涉り何れも武道寒稽古を実施せり

◎成人講座実施状況

木間全區に於ては例年の通青年團有志及在郷軍人主催の下に一月十四日より向ふ二週間に涉り夜警を爲す

一月十日より開設したる文部省、山口縣及萩町共同主催の成人講座は毎會百餘名の會員出席し其の外隨時の聽講者ありて未曾有の盛況を呈せり其の科目時間數等左の如し
因に本講座の終了式は二月十五日午後七時舉行の豫定なり

公民科 國體 新論（九時間）

萩中學校教諭 河野通毅

國政上自治團體の地位（九時間半）

萩中學校教諭 長林勇輔

實業科 成人として心得べき商業知識（十時間半）

萩商業學校教諭 清水一良

同 經濟生活の改善（九時間半）

萩中學校教諭 村岡徹介

木間青年團に於ては二月三日より一週間の豫定を以て修養會を兼ね劍道寒稽古を行ふ

◎木間青年團月例會

一月十五日午後二時より木間小學校に於て月例會を開催勅語奉讀心の力の朗唱を終り團長の訓話及校醫の結該及結婚に關する講演に次ぎ團員の決議事項及意見發表等あり午後五時半閉會せり

◎中等學科卒業生の異文

◎明倫小學校練武週間

昭和五年一月二十四日より向ふ一週間を練武週間として毎朝六時より七時迄本校講堂に於て高等科男子百六十名に對し劍道寒稽古を實施せり指導員としては本校男教員二十名の者之に當り毎朝定刻より猛練習を施し士氣堂に溢れ心身の修養上大いに得る所ありたり其他一月十九日より向ふ一週間之を行ひ毎朝の出席者五十名の多數に上り之亦頗る盛會を極め特に期間中は警察署員全部及其の他の應援等ありて一段の氣勢を揚げたり

相當せるを以て本校はクニ女の孝養に因み二十日より二十六日まで向ふ一週間を孝養週間と爲し兒童をして次の諸事項を勵行せしめ孝養に精進せしめたり氣持ちよい返事をすること 寻四以下
親のいひ付を守ること 寻五以上
尋五以上は週間中孝養日記を認むること

其の他一月二十日孝女クニの記念日當日は例年の如く午前九時よりクニ女の菩提寺蓮池院に於て一般兒童の墓參を行ひ午後一時よりは尋五以上の女兒童全部を引率して同院にて行へる追善供養に參列せり
るに至れり

◎明倫小學校試筆展覽會

本校は一月十四五の兩日兒童の元旦試筆展覽會を開き併せて冬季休業中の課題成績品中優良なるものを選び之を陳列し一般兒童に見學せしめたり

◎明倫小學校孝養週間

昭和五年一月二十日は孝女明石クニの二十七回忌に

◎明倫實業補習學校

第三學期授業開始

一月十五日午後七時より同校に於て第三學期始業式を行ひ引續き授業を開始せり生徒出席の狀況頗る良好にして近時その學習態度も亦極めて眞剣味を加ふるに至れり

◎明倫實業補習學校
家庭訪問

同校に於ては學校と家庭との連絡を一層密接ならしめ且補習教育の趣旨の徹底並生徒將來の進路に付父兄との間懇談を重ねんが爲一月十日より十四日の間に於て職員中各分擔を定め全生徒(七十名)の家庭訪問を行ひたり以上は補習教育の効果を省察し經營上の参考資料と爲りたるもの多く極めて意義深き結果を齎したり

◎明倫小學校來校視察者調

一月中に於て本校に來校視察せる者左の如し
信濃教育會東筑摩部會縣外視察派遣員藤森長衛、
侍從武官海軍少將今村信次郎、徵募官海軍大佐中
村寛、軍醫少佐柴田龍三、海軍人事局長少將松下
元、吳鎮守府參謀長少將及川古志郎、海軍人事部
長大佐御堀傳造、山口縣學務部長下村充義、山口
縣兵事課長玉野三平

◎椿西小學校第三回
學藝會開催

一月三十日午後一時より兒童學藝會を開催朗讀、話方、唱歌、理科實驗、歴史、家事實驗、ラジオ體操、圖畫描寫、綴方、仕舞等を終り五時閉會せり

◎椿青年講座一月會概況

一月三十日午後七時半より十時まで昭和五年度分第一回の講座を開催す「農村より觀たる資本」に就て森田萩町農會技手の講話あり

◎萩町内各青年訓練所
獎勵委員設置

青年訓練所生徒の入所及出席を獎勵する爲町内各訓練所生徒の通所區域に依り關係の區長に對し一月十五日付を以て其の青年訓練所の獎勵委員を囑託せり

産業

業

◎産業統計調査員更迭

昭和四年十二月六日付を以て左の通産業統計調査員を囑託せり

河 内 區 田 村 喜 右 衛 門
東濱崎町第二區 三 好 干 一

◎蔬菜促成栽培指導圃設置

萩町弘法寺農園は近時蔬菜促成栽培熱高まり指導を要望する者多きに依り今回更に同所に指導圃を設置し三隅三次郎氏に管理を依託することせり實地に就き研究されむことを望む

◎萩町編網の業績

昭和四年中に於て日本漁網船具株式會社萩編網所に於て町内編網者六百五十八名に對し支拂ひたる工賃

◎水產業視察報告並に萩魚
市場改善に關する協議會

一月十六日午後一時萩町役場に於て關係漁業者及萩海產商同業組合員約五十餘名來集し小林技手の北韓地方水產業視察報告會に併せ萩魚市場改善に關する協議會を開催せり

◎萩魚市場賣上成績
優良者表彰

一月二十九日午後一時萩町役場に於て昭和四年中萩魚市場賣上高成績優良者表彰式を舉行せり被表彰者左の如し

一等賞 機船底曳網漁業

第二泰昌丸代表者 長谷川 源次郎

二等賞 同 朝日丸代表者 厚母 百太郎

三等賞 同 朝日丸代表者 厚母 百太郎

三等賞 同 朝日丸代表者 松浦虎吉

◎萩町内の各産業組合總會

◎一月十九日午前十時より椿西小學校に於て椿信用購買販賣利用組合第二十三年度總會を開催せり其の業績左の如し

出資金	八二、六五〇、〇〇〇
貸付金	四三三、六六三、六五三
貯金	六三二、八五八、七五三
積立金	一六、五七四、一一四
出資金	一八、六八〇、〇〇〇
貸付金	二三七、一四一、二四五
貯金	一〇、一七七、〇〇〇
積立金	八、六二六、五五〇
出資金	四四、六四〇、〇〇〇
貸付金	一三、四〇〇、〇〇三〇
貯金	三二一、一四九、一八〇
積立金	六、五八六、九〇〇
出資金	六、七一六、三三〇

◎一月三十日午後一時より奥玉江光山寺に於て山田信用購買販賣組合第七年度總會を開催せり其の業績左の如し

出資金	八二、六五〇、〇〇〇
貸付金	四三三、六六三、六五三
貯金	六三二、八五八、七五三
積立金	一六、五七四、一一四
出資金	一八、六八〇、〇〇〇
貸付金	二一四、二五〇、〇〇〇
貯金	三五八、九〇〇、四五九
積立金	三七、二四二、三八三
出資金	一八〇、八五四、六七〇
貸付金	二一四、二五〇、〇〇〇
貯金	三五八、九〇〇、四五九
積立金	三七、二四二、三八三

◎夏蜜柑改良講演並に
協議會開催

一月十八日萩町公會堂に於て山口縣農會主催の下に

夏蜜柑改良講演並に協議會を開催せり

講師帝國農會大阪販賣幹旋所長池田駒太郎氏及帝國農會門司販賣幹旋所長照山宗吉氏は販賣幹旋所なるものゝ開設を企劃せる理由其の事業成績並に各地に於ける出荷團體又は市場の狀況に付詳細に説明し併せて萩地方に於ける夏蜜柑販賣方法の非常に遅れ居ることを力説し熟練當業者の自覺を促す所あり約四百名の聽講者は速かに出荷團體を組織しこの夏蜜柑の配給方法を改善せざるべからざることを知覺し大多数は出荷組合組織を賛成し其の詳細なる協議は後日に譲ることとして午後六時閉會せり

◎一月中輸出入貨物調

萩稅關支署調查

輸出入貨物なし

◎萩町立萩魚市場賣取扱高

(昭和五年一月分)

種別 日數	區 分				本月份賣買取扱高 六、三三〇	年 度 累 計 五五、八三〇
	北	北東	東	南		
二	一	一	一	一	三、九三	二四、八三
三	一	一	一	一	二、三四	三、四三
四	一	一	一	一	一、九九	一七、一九
五	一	一	一	一	一、五二	九七、七二
六	一	一	一	一	八、一八	八、一八
七	一	一	一	一	六、一二	六、一二
八	一	一	一	一	四、四一	四、四一
九	一	一	一	一	二、二二	二、二二
十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
二十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
廿九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
三十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
卅九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
四十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
五十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
六十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
七十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
八十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十七	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十八	一	一	一	一	一、一九	一、一九
九十九	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零一	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零二	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零三	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零四	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零五	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零六	一	一	一	一	一、一九	一、一九
一百零七	一	一	一</td			

◎船 舶 登 錄

熊本遞信局海事部に於て昭和四年十月中船舶原簿に登録せしものの中萩町關係の分左の如し

船名	總噸數	所有者氏名
第二幸丸	三五三	橋本勘市
第一巴丸	三六	須子伴二
第二陸丸	三七八	小林壽一
	同	人

◎北鮮の水産業視察談

萩町 小林技手談
北鮮の水産業とは朝鮮咸鏡北道、咸鏡南道江原道一帶に於ける水産業の總稱であるが惟ふに右三道の中咸鏡南道は其の中心に介在し地勢上最も水産業の將來ある地方なるを以て斯の地の漁場を詳述すれば

他の二ヶ道は之に準するを見て大過なく水產總額又其の半額位に過ぎざるを以て茲に贅述を省略する
咸鏡南道の概說 本道は日本海に面し其の沿岸は東北より西南に延び北緯四拾度貳拾分より參拾九度九分に至る間東經百貳拾九度貳分より百貳拾七度貳拾貳分に亘り西方に深く灣入せるに依り海岸線長大にして其の冲合は比較的遠淺の部分多く百尋線以内の海床頗る廣闊なる上沿岸は一帶に北より南下するリマン海流と南より北進し来る對馬海流とに洗はるゝに依り寒暖兩性の水族の分布頗る濃厚にして殆んど無盡藏の漁利を包羅し且つ潮汐干満の差僅少にて潮流緩慢なるを以て漁業の便大なるのみならず沿岸は其の延長百參拾九里拾壹町の長きに亘り北より南に至るに從ひ漸次回屈し此の間砂濱懸崖の點綴せる幾多の半島岬灣相交り加ふるに大小四拾有七個の島嶼散在して好箇の锚地及び漁場を形成せる等水產上の天惠に富めりと雖斯業者は概して智識の程度低く舊慣を墨守するに過ぎず經濟狀態又極めて幼稚なりし爲其の漁獲高製造高共僅少にして併合時當明治四共拾參、四年頃に於ては魚獲高百萬圓内外製造高五

六拾萬圓に過ぎざりしも併合後斯業に對する改良獎勵の施設は時勢の進運と相俟つて漸次漁撈の製造業の勃興進歩と生産額の増加を來し大正五年に於ては漁獲高約百七拾萬圓製造高約百四拾萬圓を算するに至り爾來年々長足の發展を遂げ最近に於ては五百四拾萬圓の漁利と五百拾餘萬圓の製造高を示し拾年前に比して漁獲高に於て貳拾九分弱製造高に於て參拾六分餘の增加を見全鮮中第三位を占むるに至れりと謂ふ

叙上の如く本道の水産業は無比の天恵と斯業者の努力とに依り近時長足の發展を遂げ内地に於ける最近漁獲高の拾年前に對する增加率參倍四分製造高の參倍八分なるに比しより大なる增加率を示せるに依り單に此の一事のみに見るも本道沿海は如何に水族饒產し漁利豊富なるやを推知するに足るものありと云ふべく尙一面海岸線の延長里數に基く計算より推すも本道の漁船及漁業者の分布は極稀薄にして海岸一里に付漁船數拾九隻八分漁業者戸數五拾四戸七分餘戸數七拾九戸なるに比し著るしき懸隔あり且つ當業

者現に行ひつゝある漁業並に製造業の方法規模等内地に比すれば未だ頗る幼稚拙劣なるに不拘其の生産額に於ては一里當り平均參萬八千九百八拾圓に達し内地の一里當り平均約參萬四千七百四拾圓を凌駕せり又朝鮮全道の一里平均額壹萬貳千貳百貳拾八圓の參倍以上に當れるが如き狀況より觀るも本道水產業の如何に有利有望にして前途綽々たる餘裕を存じ如何に發展の素質を有せるかを窺知するに足る若し夫れ將來海洋に於ける漁業の發展並に水產物加工製造の進歩等現時の内地と同等の程度に達し又陸上に於ける大小拾七箇所參千參百町步餘の湖沼と流域延長四百五拾里餘の河川の利用全きを得るの時機に至らば本道の水產額は現在の四五倍に達せしむること至難事にあらざるべしと思料せらる

咸鏡南道漁業の大勢 本道の沿海は前章に述べたるが如く其の地勢海況各種水族の回游棲息に適し分市濃厚にして且つ漁業上好適の要素を具備せるも往時は漁具漁船共完全ならず漁法又拙劣にして明太魚漁業の外觀るべきものなかりしも併合後内地人の通漁又は移住増加と當局の指導獎勵とに依り漸次改良

せられ旋網類、曳網類、定置漁網竝各種延繩、一本釣等殆んど之を内地式の構造に改め漁法も同様内地人に模倣して改良を圖るに至り漁船の如きも未だ在來の朝鮮型船を用ふるもの多しと雖近時日本型又は折衷型の改良船を使用するもの多く漸次增加の傾向を呈し且つ朝鮮型船に在りても從來の木釘を廢し鉄釘を用ふるもの多く年と共に堅牢軽快の度を加ふるに至りたる結果自然冲合に出漁操業するに至り漁場区域の擴大を來せるが如く駿々として改善發達の歩を進め舊來の面目を一新せんとする機運に向ひ其の漁獲高は漁況の豊凶に依り時に一進一退ありと雖逐年著大なる速度を以つて増進しつゝあるのである。

咸鏡南道水產物の種類及產額 本道沿海に於ける水族の豊富なること既に述べたるが如し而して今既知の有用魚介藻及海獸類を數ふれば八拾種の多きに及び魚類五拾貳種、介類其の他拾八種、藻類五種、海獸類五種を算し此の内年產額貳百万圓以上のもの一種、參拾万圓以上のもの參種、拾万圓以上のもの貳種、五万圓以上のもの五種あり是等の水產物は何れも沿岸一帶に亘り殆んど普遍的に廣く分布せるに

依り漁業は各漁期を逐ひ四季を通じて間断なく營み得らるゝの特長あり。

咸鏡南道漁業の種類及漁期產額 本道漁業の大宗は古來より全鮮三大漁業の一として有名なる明太漁業にして刺網、舉網、延繩、手縄網の四種を用ひ永興郡以北端川郡に至る沿海一帶に於て行はれ年々の從業船數一千隻内外、乗組人員約壹萬人を算し其の漁獲高貳百萬圓以上に達す本漁業は大正八年最高漁獲を擧げ五百万圓に達し以降逐年減少し現在最も不振の状況にありても尙前記の如し明太漁業に次で盛んなるは鱈漁業にして大正拾四年以來急速なる伸展を爲し大正拾參年以前に於ては殆んど漁獲なかりしが昭和貳年に於ては八百隻乗組人員五千五百人、漁獲高九百萬貫の九拾四萬圓に達し流網を主とし巾着網及定置漁具を以て漁獲せり次は鱈漁業にして發動機、手縄綴の隆盛を來すに至りて急速の増額を示し昭和貳年に於ては八百萬貫、五拾萬圓の漁獲を擧げたり、發動手縄及忽致網を以て漁す。鯖逐魚網は出漁統數七、八拾組にして從漁人員貳千人内外とし毎年初夏の頃元山近海より西湖津、前遠近海を漁場

として參、四拾萬圓の漁獲あり又揮權網、地曳網等は春夏冬を通じて全沿岸にて行はれ細數貳百統内外人員貳千人餘を算し拾參、四萬圓の漁利を得鯨壺網及舉網は毎年壹月より四月に至る間元山附近を中心として北青郡に至る沿岸に於て從漁し四百餘統にて貳、參拾萬圓の漁利を得つゝあり。

又鱈、鯛の延繩船は百貳、參拾隻にして年額七、八萬圓の漁獲高を示し參拾四臺の潛水器、漁船は本道沿岸のみならず汎く江原道より咸鏡北道沿岸に亘りて操業し海鼠を主要採捕物とし時に鮑、蛤介類の漁業にも從事し其の漁獲高年々拾貳、參萬圓の多きに達し、犬敷網、大謀網は現今は不振にして中止せるものありと雖盛んなりし大正拾壹、貳年に於ては操業せる者拾壹ヶ所ありて貳、參拾萬圓の漁利を上げ、其の漁獲物は殆んど全部内地に直送販賣し居れり。

咸鏡南道の漁業根據地 本道沿海の地勢は屈曲に富み到る處自然の好灣良浦を形成し船舶の出入碇泊に便にして漁業根據地として好適の地多く其の數拾四五ヶ所を算す而して其の大部分は道の北半部に在りて南半部たる咸興以南に於ては僅かに元山港を除

く外殆んど見るべき所なきは沿岸の地勢の然らしむるところなりと雖一つは漁業の状態にも依るものにして咸興以北は概して沖合漁業發達し且つ漁船數も多きに不拘南半部は沖合漁業者少く小規模の壺網又は舉網等沿岸の定置漁業に從事する者大部分を占め且つ漁業者數も少きに基因するのである

本道の主漁業根據地は上記の如く拾四、五ヶ所の多きに達せるも元山港を除くの外凡ての港灣は何等人工を加へず天然の儘を利用せる状態なるに依り船舶の繫泊のみならず海陸接續の設備或は漁獲物の處理販賣等に於て多少不便を感じる點あるに依り漁業の發展と共に漸次是等の諸港を修築し安全且つ完備せる漁港と爲す要ありと認めらる、本道内に於ける各漁業根據地中元山港以外の地にて其の港灣として最も安全なる錨地を成せるは、遮湖、新浦、六拾、馬養島、茂桂、退潮等にして汝海津、新昌、前津等は安全なる繫泊地と云ふを得ざる現状なるが是等の諸港は何れも四、五萬圓を投じて小防波堤を築造するに於ては良好なる錨地となる見込あり又漁業上の便否竝集合漁船數の多寡等より見るときは元山、新

浦、前津、遮湖、六培の諸港を以て本道の代表的漁業根據地とし群仙、新昌、遮湖、馬養島、三湖、退湖、西湖津等は第貳流根據地と稱すべき所である。咸鏡南道の漁獲物處理販賣 従來の運輸機關は陸上交通不便なる爲主として海路船舶に依り元山に集まり是より鮮内及内地等に運搬せられたれども咸鏡線鐵路の全通は沿岸漁村に於ける交通運輸の至便を來たし從來元山に於て集散せる水產物も漁村より直接各地に發送せられ鹽乾に製作せられしものも鮮魚とし相當搬出せらるゝに至れり然れども未だ元山以外に於ては組織的の魚市場なく退湖、三湖、六培、新昌、遮湖等の各漁業組合に於て鮮魚及各種製品の共同販賣を施行せるのみにして他は舊來の客主なる者各漁村に散在し取引販賣の機關を爲せるに止まる。本年西湖津に水產株式會社組織せられ魚市場を經營することとなりたりと謂ふ大謀網等大規模の漁業を爲す者は百個の運搬船を用ひて内地等に直接輸送を爲し潛水器漁業者の採捕物は各自製品とし元山潛水器組合に於て共同販賣を行へり。主なる魚類の處理法に付明太は大部分凍乾明太とし

州の沿岸を南下し咸鏡北道の沿岸を洗ひて本道沿岸を通過し江原道、慶尙北道及慶尙南道の沿海に至れるが如く冬期に於ては此の勢力強く本道沿海は此の期間中全く寒流を以て覆はるゝが如く夏季に於ては勢力微弱となり下層を流下するが如く上層に於ては暖流の勢力強し貳百米突の下層に於ては年中水温の變化極めて少く一度乃至二度の水温を示せり其の各月別の表面水温の狀況を見るに一月は零下二度乃至三度、二月は零下七度乃至九度、三月に於ては一度乃至二度四月に於ては四度乃至七度、五月に於ては八度乃至拾貳度、六月は五度乃至六度、七月は拾九度乃至貳拾壹度、八月は貳拾四、五度、九月は貳拾貳度拾月は拾八、九度、拾壹月は拾五六度、拾貳月は八九度を示すと謂ふ。

海底の狀況は百尋線以内の淺海極めて廣くして元山近海に於ては距岸參拾浬の沖合に於て百尋線に達し西湖津沖合に於ても亦參拾浬、退湖沖合に於て貳拾五浬、新浦沖合に於ては貳拾浬、遮湖近海に於て最も陸岸に接近し六浬の沖合にあり其の他は利原沖に於て拾浬端川沖に於ては七浬に接近せり即ち南部に

て製造せられ鐵路の開通に依り鮮魚として輸送せらるゝ者增加したりと雖未だ參四拾萬圓を出でざるものである。鱈は殆んど大部分搾粕肥料として製造せられ塹魚として輸出せらるるもの參拾參萬貫内外鮮魚として輸送せらるゝものは元山定置漁業の漁獲物中の一部分なり鱈は貳百參拾萬貫中塹藏とせらるゝもの百參拾萬貫にして約六割を占め他は鮮魚として鮮内及内地に輸送せらるゝ而して是等鮮魚の輸送に要する氷は單に一ヶ所元山水產會社に於て供給するのみにして他の漁村に於て之を貯藏供給する處なく鮮魚輸送の振はざるも亦之に一因を爲すにはあらざるか。

咸鏡南道海洋の狀態 南より對島海流北よりはリマン海流の暖寒兩流本道沿岸を洗ひ對島海流は對島海峽を通過し慶北、江原道の沿海を北流し其の本流は本道元山沖より馬養島近海を貫流し沿岸に沿ひて咸鏡北道に向ふものゝ如く此の暖流は夏季に於て勢力旺盛にして極めて上層を流るゝものゝ如く最も高き時に於て貳拾四五度を示し五拾米突の下層に於ては六七度を年中の最高と爲すリマン海流は露領沿海

於て極めて廣範にして北部に赴くに從ひ陸岸に接近してゐる。

咸鏡南道水產製造業の一般 従來本道に於ける水產製造業は凍干明太魚を除く外其の規模小にして技術に於ても缺くる所渺からず從て製品の種類も單純にして鰈又は和布の素干と鯖鮭鯪及明太卵の塹藏品等鮮内向きのもの數種を數ふるに過ぎず且つ其の品質粗雜にして殆んど見るに足るものなかりしが併合前後より内地人の移住又は通漁する者増加するに從ひ製品の種類及其の產額を増し開鱈、海參、干蠣、北寄介、蒲鉾各種肥料罐詰等多くの新製品產出を見るに至りたるのみならず古來より鮮人の製品にて鮮内向きなりし明太卵塹辛、塹鯛、干鯔の如きは製法改善の結果其の販路を一轉し内地移出品として重要な地位を占め之のが副産物たる魚油と合せて最も主要なる位置を有つに至れるが又鱈搾粕肥料は大正拾四年鱈漁獲の激増と共に殆んど全部を製造せられるが如き要するに近年製造の方法、材料の選擇、包裝荷造等凡ての點に於て技術の進歩設備の改善著るしきものあり今製造上最も重要な必需品とも稱す

べき鹽の消費狀況に就て見るも製造業の發達と共に逐年其の消費量を増し且つ用鹽の品質向上し從來の粗惡なる煎鹽又は支那原鹽を使用するもの減退し再製塩若は官製一等粉碎鹽の使用量漸次増加せるが如き此の一事を以つてするも本業の改善進歩したる實績を窺ふに足るのである

叙上の如く水產製造業は著しく發展したる結果明治四拾四年頃に於ては製造業者六百餘戸製造高六拾六萬貳千圓餘なりしもの最近に於ては戸數一千五百餘戸年額五百拾萬圓を算するに至り製品の種類又四拾餘種の多きに達し年額五百拾萬圓以上のもの一種五拾萬圓以上のもの二種拾萬圓以上のもの四種を數ふるが如き現況なるを以て尙ほ今後時勢の進運に依る水產製品の需用增加と漁業及養殖業の發達に伴ふ原料の餽産等に依り本業は益々進歩發達すべく其の前途は實に多望なりと信せらる

本道水產製造業者の數は既に述べたるが如く一千五百餘戸六千四百人餘なるが此の内、内地人は僅かに四拾貳戸、六拾八人にして其の數少數に過ぐるが如き觀あるも漁業者中自己の採捕物を加工し製品と爲す者多きに依り内地人當業者全體の製造高は百貳拾七萬圓餘に上り總生產額の貳割五分を占む

本道の水產製品は鮮内向きの物大部分を占め且つ其の多くは他道に搬出販賣せらるゝものなり、即ち干明太は七、八割以上和布は半額以上、干鰐、鹽鰐、鹽鰐等は三分の一餘を他道に搬出し海參は全部滿州に直接輸送し又、干蠣開鱈等は下の關、神戸市に移出したる後支那に仕向ける、魚肥、罐詰、石花菜明太卵鹽辛等は内地に於て消費せらるゝに依り主に下の關敦賀等に移出販賣し其の他は殆んど全部道内に於て消費されつゝある

所感 叙上縷述せる所に依り北鮮水產業の概要は盡し得たりと信するも向後萩町當業者にして彼の國寶的漁場に進出するごせば如何なる漁業を以て適當とするか而して其の準備如何と謂ふことになるが固より其の微細に關しては親しく面談の機に譲らざれば萬全を期し得ずとするも其の要領を摘記すれば（一）鰯鰆の巾着網（相當の資本を要するも堅實なる企業なりと信す）

（二）明太の手繩網延繩刺網シバリ網（共に小資本

にて見込あり）

（三）サヨリ網（彼地に於ては餘り着目せず見込多し）

（四）鱈延繩（目下認む可き當業者なし魚群豊富新漁

業として有望なり）

（五）鯫漁業（漁業方法効稚向後漁具を改善して進出

の見込あり）

（六）製造業としては（カニ鰨罐詰、各種加工品、鰐

メ粕等極めて有望なり）

以上の外未だ著目せられざる漁業も多種あり之に伴ふ水產製造業亦極めて有望にして向後萩町當業者が進出して其の目的を達する方針としては

（一）遠洋出漁團を組織し公式手續の一切に付ては當該技術員を同行せしめ當業者が安心して操業し得る方法を講ずること

（二）漁場の根據地及漁期漁具に付ては當該技術員と相談して遺憾なきを期すること

（三）製造業者も亦共同經營を以て進出し基礎を確立したる後自己の目的に向つて邁進するを無難とする所要すれば秋冬の豐漁期に際し其の希望者は一度び實地視察に赴かるれば所謂百聞は一見に如かずの如

く吾人の數百言よりも大なる實益あることを疑はず（畢り）

◎ 萩町立工業傳習所狀況

（一月 中）

一、北鮮雄基松尾商店より註文の石炭籠百個及國旗竿二百本を發送す

一、日本漁網船具株式會社萩出張所より漁網用目板の注文を受く

一、滿鐵社員消費組合本部より竹筍の注文を受く

一、大連輸入組合聯合會より紙屑入の注文を受く

一、新川分場製品問屋傘骨百五十本を見本として和歌山縣海草郡内海町中野竹材部へ發送す

◎ 萩町立工業傳習所及

同新川分場製作品
神戸市に於て全國副業品共進會出品
三等賞 本製玩具 新川分場
同 蛇目傘骨 新川分場

四等賞 花 筒 工業傳習所
同 投入花籠 同

山口縣副業共進會出品

一等賞

桂 掛

工業傳習所

二等賞

花 筒

同

三等賞

投入花籠

工業傳習所

一等賞

木製玩具

新川分場

二等賞

木製玩具

同

二等賞

蛇目傘骨

同

◎温床の熱源に就て

萩町技手 成澤廣

作物の生長に必要な温熱の無限の供給者は太陽であります其の太陽は冬季間南に廻はり温熱は極めて弱くなるのでありますから夏の作物を冬の間に作るにはどうしても温熱の不足を補ふ必要があります、從來より此の温熱の不足を補ふ方法に付ては種々研究されて殆んど完全に近い温室乃至は極めて簡単なる油障子の温床等が用いられるに至りました左の温

室の方は別とし温床にして適當の温度を供給するにはどんな方法があるかと申しますと大体左の如く三つに分けて考へることが出来ます

1、有機物の腐敗醸酵の際に生ずる所謂醸熱物の醸酵作用を利用するもの

2、温泉等の地熱を利用するもの

3、石炭や他の燃料によつて温湯又は蒸氣を作り若は煙りを以て温床内を温めるもの

であります醸熱物を以て加温する方法は從來一般に行はれたもので其の材料は塵芥厩肥牛馬糞紡績屑稻藁木葉米糠人糞尿等の一種又は二、三種の混合堆積に依りて腐敗醸酵を爲さしむるものでありますそして其の醸熱物の材料に依つて發熱の強い弱いや持続力等に違ひがあります今次の種類に付て大体を申し上げて見ませう

一、厩肥 馬糞と稻藁とを混合したものでありますれば其の材料が新しい云ふことが必要であります

一番良いものは敷藁七割馬糞三割であります普通

一週間毎に取出すと好い割合である多量に必要な場合には夏期に充分乾燥して貯藏して置くと良し

いこれは今迄可なり多く使用されて居ります發熱が容易で温度も卅度以上も昇りますが長續きがないのが缺點であります之を少し注意して一、二割の木の葉を加へると割合に高温ある二十五度—二十七度の適温を長く続けることが出来ます

牛や豚の糞と敷藁の混合物は馬糞厩肥に比べまし

て水氣が多い過ぎて發熱力も弱い然し之に適當な

る稻藁や米糠等を混合してやれば相當に發熱する

ものであります

として稻藁を混して使用するのが良いことは稻藁及水を混合して使用するときは一時的の高温で無く踏込後一二日にして發熱し再後四十日位は持続するものであります又紡績屑は其の量に依り發熱の床温及持続日數も略豫想が出来るのであります餘りに失敗することはありません尙其の内には窒素一、四%を含有し肥料として價値があるのでその方面的需要も多くなり價格の如きも以前は一貫一一二錢のものが現今では七八八錢もする様になり餘り安いものは云れなく成りました

三、塵芥 都會の廢物として最も安價で得られるものであつて發熱は一時稍高温を發するも低下し易く且つ多量に使用しなければならず不潔で取扱ひの手數を要することが多い

四、藁程類

稻藁は最も多く用ひられ腐敗もし易いが單獨では高溫を發せず且持続性に乏しいので紡績屑其の他の材料を混合して使用すべきである是は一種の調節材料であります又其の切り方によつて結果を異

紡績會社の副産物であつて屑綿を精製する際に生ずる綿屑と綿實のカケラ等の混合物であります以前は紡績會社では厄介物視せられたのが明治三十四年頃愛知縣農事試驗場で試験の結果厩肥よりも優れた醸熱材料であることを發見せられまして名古屋附近の促成栽培は之れが爲急に發達したそりであります

紡績屑は容積少なくして取扱ひ便利なるも之を單用すれば餘りに高溫を僅かの間に發生し然も持続性が乏しいものであるから必ず之に對し調節材料

にす即ち長いと遅いが良く保つ短かいと早く一時は高いが長持ちは致しません

五、木葉類
檜クヌキ其の他の潤葉樹の落葉を最良とする然しうれ自身から發生する力に乏しいが厩肥の如きものに混合して用ふれば急激の發生を緩和しその持續を助けるものであります

六、人糞尿と米糠
人糞尿は糞木の葉等と混するときは發熱を促進するに良しい米糠は發熱高さも容積少くして高價であるから他の發熱の弱い材料の補ひとして使用する方が良い

以上の如く各釀熟材料はそれぐれ特長を有するものであるから今東京府の農事試験場にて實際に各種の釀熟物を踏み込みその保熟の効能を比較検査せる成績を擧げて御参考に致します

試験區別 踏込量 踏込みに要時間の平均溫度
一、厩肥 一四〇、〇 (午前午後)
六七、五 (二三度五)
二六、六 (二三度五)

作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温	作物名	適温
冬瓜	二八度	茄	二三	冬豆	二四	辣椒	二一	冬芋	二五	蕨草	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度
冬胡	二八度	茄南	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬番	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬茶	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度
冬胡	二八度	薯蕷	二三	豆	二一	辣椒	二三	豆	二五	薯蕷	二五	蕃芋	二五	茶子	二三	白子	二五度	冬茶	二八度

決定するがよいのであります今安岡地方にて十二月より胡瓜を栽培する標準量を示せば次の如くなつて

踏込標準量

(稍暖地十一、十二月頃最低零下二、三度の所にて胡瓜の栽培を標準として)	
イ、紡績屑	四〇貫 切 藜
ロ、新鮮廐肥	一〇〇貫 木葉
ハ、切藁	四〇貫 米糠
ニ、廐肥	一四〇貫 水
ホ、廐肥	八〇貫 切 藥

右の發熱狀態

第一週 第三週	三〇度一二三度
第三週 第五週	二三度一二〇度
第五週 第六週	二〇度一一六度
攝氏十六度以下に降つたならば胡瓜の伸長力は止まりますけれど枯死する様なことはありません是れより一層寒い地方には増し又二、三月頃の如く暖くなりたるときには減する様にすればよいのである又栽培作物に付て云へば一層高溫を要する茄子冬瓜等は夫れ相當に之を増さねばなりません之に反して稍寒さに強い苺の如きは二、三、割を減じてもよいので	

居ります

以上のこととは大体過日安岡の指導地に在勤せる清水縣技手が町公會堂にて講話せるものを基として記述したのであります

財政經濟

○町村豫算事務主任集會

一月二十九日午前十時より町衙に於て集會開催、大津、阿武兩郡二十三ヶ町村の町村長助役主任書記等

の利益を阻害するのみならず却て負擔を増嵩する結果を招來するに至るべし而して滯納者に對する強制處分の如きは延て人心を悪化せしめ町自治の圓滿を害するの嫌なしだせざるに依り滯納の矯弊は一刻も之を忽諸に附すべからざる事項なりと思料せらる

萩町現下の納稅狀況に鑑み其の改善を圖ることは刻下最も重要な事務なり之が矯弊に付ては從來夫々施設獎勵に努めつゝありと雖其の舉績著しからざるのみならず逐年滯納者を増加する似あるは憂慮に堪へざる所なり昭和三年度の滯納に因由し萩町及納稅者の損失に歸すべき金額は實に四千五百七拾壹圓の多きに及べり、就ては此際貴區内の實情に適應せる施設方法を講じ滯納の宿弊を芟除し毎納期完納の美風を馴致することに關し共助を請ふ所以なり

一、納稅施設獎勵に關する件

(イ) 納稅組合の設定

納稅組合は隣保相扶の目的の下に組織するものにして其の機能を十分發揮せしむるに於ては納

○滯納矯弊に關する懇談會開催

二十六名出席前田竹重兩縣屬より昭和五年度町村豫算編成に關し各細目に亘り説明あり協議研究を遂げ午後三時散會せり

一月二十三、四の兩日に分ち滯納者の多き四十一區の區長を本町役場へ招致し其の矯弊に付懇談會を開催せり其の要領左の如し

一、納稅施設獎勵に關する件

御承知の如く各府縣市町村の經濟は其の大部分を租稅に依り處理する現狀なるを以て納稅成績の良否に其の團體の財政經理上に多大の影響を及ぼし加ふるに事務處辨上尠からざる利害の關係を有するものなり、若し夫れ諸稅金にして納期日に完納するに於ては諸般の施設をして圓滑ならしめ住民の福利を増進し共存共榮の目的を達成す可し之に反し滯納者の數多きときは直に財政に影響を來し事務の滯滯は勿論諸般の施設上に蹉跌を生じ住民

税上最も有効適切の機関なりとす

二、組織加入條件

三、其の他

(口)納期末日を以て納稅注意書配布に關する件
一、別に定むる小票を區長役場を經て配布する

卷之三

一、町役場に召喚し町長よ

二、右の召喚に應せざるときは情狀に依り警察犯處罰令の適用方を其の筋に要求すること

猶疑是今の道月不復の角に至る

日華正錄本集卷之四

一月中に於て溢糞又に糞牛の届出に依り新鑑札を交付し無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如し(▲印は小兒用)

八三二八自轉車盜難堀內第一區

八六二五一鑑札を紛失東田町第一區 桶谷 輔一

宣
事

佐藤　生地に其勢士の仕事所を示す

○侍從武官御來萩

本郡に於ける海軍志願兵徵募狀況視察の爲御差遣の侍從武官一行は一月卅日午後四時三分萩驛御着萩町長萩町在住陸軍將校同相官、在郷軍人分會員、青年團員町會議員區長一般有志者の外萩中學校、萩商業學校萩高等女學校萩修善女學校萩町内各小學校双葉幼稚園の職員生徒兒童各官公衙長等多數驛通に整列出迎せり二月一日は午前九時明倫小學校講堂に於ける検査場へ御臨場徵募官中村海軍大佐より御聖旨の披露あり午後二時検査終了後一應御旅館巴ホテルにて御休憩午後四時二十二分萩驛御發車大阪府に向はせらる見送りは御着の際に同じ

因に今村侍從武官は一月三十日御休養中隨員一行と共に本町内各史蹟を見學あり其の保存施設に付嘆賞

	地 目	反別又は坪數	筆數	地價	地租額
地	田	畠四一〇	七、二〇三	二〇七、四五三〇六	九、三五三元
地	地	六一八〇五〇九	二、〇七三	五、六五〇〇六	二、五〇四二七
地	宅	七九三、四七六三	三五〇一〇	八、〇七四	五、六七七五
地	池	六一六	二六	三七、一八三	七四八
地	山	六四四	一三六四	一九、一九一四五	二、六〇五五二
地	原	二七一	二三一三	一、六九一九	一、二九
地	野	二七一	一九、二三八六四	九七五	九、三五三元
雜種地	林	一三六三〇五	五二、三二七五	一九、三二七五	一九、三二七五
計		四二二五六二	七九三、四七六	四二二五六二	七九三、四七六

◎萩町内地租合計額

(一月一日現在)

海軍省人事局長	官	栗山	公平
海軍少將		松下	元
同	中佐	鈴木	義尾
吳鎮守府參謀長	同	少將	及川古志郎
同	中佐	田中	賴三
吳海軍人事部長	同	大佐	御堀 傳造
山口縣學務部長	縣書記官	下村	充義
山口縣兵事課長	地方事務官	玉野	三平

◎海軍志願兵

昭和五年度海軍志願兵の身体検査は一月三十一日午前九時より明倫小學校講堂に於て施行せられたり萩町の志願者三十三名の中合格證書を交付せられたる

者左の如し

萩 区

同

椿區(本籍吉部村)

萩區(本籍厚狭郡吉部村)

椿 区

萩區(本籍小郡町)

同

山田 区

同

山田 区

川 矢 次 岩 雄

川 猪 亦 末 熊

川 牧 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

川 上 符 譯

られたる者左の如し

左 記

歩兵第四十二聯隊

椿東區 植木 晴良

椿東區 中村 秀雄

椿東區 進藤 芳郎

椿東區 落合 正

椿東區 河村 大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 櫻井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

椿東區 横木晴良

椿東區 中村秀雄

椿東區 進藤芳郎

椿東區 落合正

椿東區 河村大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

椿東區 横木晴良

椿東區 中村秀雄

椿東區 進藤芳郎

椿東區 落合正

椿東區 河村大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

椿東區 横木晴良

椿東區 中村秀雄

椿東區 進藤芳郎

椿東區 落合正

椿東區 河村大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

椿東區 横木晴良

椿東區 中村秀雄

椿東區 進藤芳郎

椿東區 落合正

椿東區 河村大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

椿東區 横木晴良

椿東區 中村秀雄

椿東區 進藤芳郎

椿東區 落合正

椿東區 河村大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

椿東區 横木晴良

椿東區 中村秀雄

椿東區 進藤芳郎

椿東區 落合正

椿東區 河村大次郎

椿東區 電信第二聯隊

椿東區 井誠泰

椿東區 小河内英雄

椿東區 秋本清二

椿東區 杨井誠泰

椿東區 矢次岩雄

椿東區 上義雄

椿東區 亦末熊

椿東區 誠良

椿東區 誠

椿東區 犀井進

椿東區 佐々木市治

椿東區 吉村百合松

椿東區 松谷富藏

點呼執行期の各々二十日前（本籍地の聯隊區内の寄留地に在りては七日前）迄に願出を爲すことを得但し此の願出に付ては許可せられざることあり

◎勤務演習該當年次

昭和五年度に於ける陸軍勤務演習の該當年次左の如し
一、各兵科上長官士官は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者
二、幹部候補生出身の士官（士官に任せらるゝの資格を有する者を含む）は豫備に在りては大正十年大正十四年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者

三、各部士官は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者
四、各兵科特務曹長は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者
五、各兵科下士は豫備に在りては昭和二年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者

及普通通話料中左の通追加し一月十一日より施行する旨公布せらる。

廣瀬（玖珂郡）萩間

一通話時の普通通話料金二十五錢

本郷（玖珂郡）萩間

一通話時の普通通話料金二十五錢

◎一月二十七日遞信省告示第二百七十八號及一月二十九日遞信省令第二百四號第二百五號を以て市外通話區域及普通通話料中左の通追加し二月一日より施行する旨公布せらる

殿居（豊浦郡）萩間

一通話時の普通通話料金二十錢
高俣（阿武郡）萩間
一通話時の普通通話料金十五錢

同 萩越ヶ濱間

一通話時の普通通話料金十五錢
嘉年（阿武郡）萩間
一通話時の普通通話料金二十錢

本年度當局に於ける保険募集の成績優良なりしを以て北條局長に對し特に簡易生命保険事務打合並其の見學の爲奈良、津、山田、名古屋各局へ出張を命ぜられ一月十三日出發各局の事務視察を終へ同十八日歸着

一、精神修養講話會開催
一月二十八日午前十時より河野萩中教諭の「外來思想を如何に見るべきか」と題する講話を又一月三十日午前十時より中所図書館講師の「捉はれる生活」と題する修養講話會を開催せり

六、幹部候補生出身の下士は豫備に在りては大正十四年昭和三年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者

七、各部准士官下士は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者
八、各兵科兵卒（輜重輸卒を除く）は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては大正九年中徵兵検査を受けたる者

九、看護卒及磨工卒は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては大正九年中徵兵検査を受けたる者
二、補助看護卒は豫備に限られ大正十三年中徵兵検査を受けたる者

二、各兵科第一補充兵は大正十五年中徵兵検査を受けたる者
六、幹部候補生出身の下士は豫備に在りては大正十四年昭和三年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者
七、各部准士官下士は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては昭和三年中其の役に入りたる者
八、各兵科兵卒（輜重輸卒を除く）は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては大正九年中徵兵検査を受けたる者
九、看護卒及磨工卒は豫備に在りては大正十五年中後備に在りては大正九年中徵兵検査を受けたる者
二、補助看護卒は豫備に限られ大正十三年中徵兵検査を受けたる者

通 信

◎萩局電話通話區域擴張

◎一月八日遞信省告示第十一號を以て市外通信區域

一、選舉關係事務研究會開催

一月廿九日午前十時より當局階上に於て阿武、大津、美禰各郡内三等郵便局長參拾四名出席廣島遞信局松本書記臨席の下に選舉郵便事務に付研究會を開催午後三時閉會せり

一月三十日午前中は郵便吏員の、午後は郵便集配手の選舉事務研究會を開催せり。

◎萩郵便局昭和五年一月

分事務取扱狀況

種別	前年取扱數	本年取扱數	增減數
通常郵便物 引受	五〇八、三〇八	四九二、〇三六	▲一、二七〇
通常郵便物 配達	九二七、八二一	八五六、二三九	▲七、一五二
小包郵便物 引受	二、〇七三	二、二五三	▲二、二五三
小包郵便物 配達	三、九二七	三、八二九	▲一、一〇八
電報 著信	二、九五七	二、三五二	▲一、三〇五
電報 中繼	五、四七〇	四、三九七	▲一、〇三〇
電報 口數	二、二四九	二、二三六	▲一、三四四
爲替振出	一、三六六	一、三〇四	▲一、三〇四

金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數
四一、〇四一、四三〇三六、五三九、二二〇	二、八四七	二、九〇六、〇四〇	二、七三三	二、九〇六、〇四〇	二、七三三	二、九〇六、〇四〇	二、七三三	二、九〇六、〇四〇	二、七三三
一四、五〇一、二三〇	二、九〇六、〇四〇	一六、五六七、八〇〇	二、九〇六、〇四〇	一六、五六七、八〇〇	二、九〇六、〇四〇	一六、五六七、八〇〇	二、九〇六、〇四〇	一六、五六七、八〇〇	二、九〇六、〇四〇
貯金預入	三三、八四五、五三〇四、六五七、〇八〇	西七	二、七六一	二、九五七	二、九五七	二、九五七	二、九五七	二、九五七	二、九五七
貯金拂戻	一六、八四三、六六七二、四九六、八九六	西七	七〇一	四、六五五、二三一	一四、五〇一、二三〇	一四、五〇一、二三〇	一四、五〇一、二三〇	一四、五〇一、二三〇	一四、五〇一、二三〇
保険契約申込	三九、四〇〇	四三九	一〇、〇八九	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二
保険料徵收	五、七〇、四七〇	一	一一、三二二	一、二七〇、七〇〇	一、二七〇、七〇〇	一、二七〇、七〇〇	一、二七〇、七〇〇	一、二七〇、七〇〇	一、二七〇、七〇〇
年金契約申込	三、四三〇、五〇〇	八	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二
年金掛金徵收	三、四三〇、五〇〇	六	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇
年金掛金徵收	三、四三〇、五〇〇	八	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇	二、〇〇一、〇三〇
金額	三元、四九〇	三	二五、八三〇	二五、八三〇	二五、八三〇	二五、八三〇	二五、八三〇	二五、八三〇	二五、八三〇

土木交通

◎道路改築認可

曩に當町より出願に係る堀内區内町設菊ヶ濱海水浴

場に通する道路改築に對し一月九日付を以て本縣知事より認可の指令ありたり

◎昭和四年運輸概況

東萩驛長

◎町村道路線變更認定

本町内の町村道にして路線の變更認定を爲したるもの左の如し

萩町大字山田字青長谷第五千七百九十八番地先より第五千八百番の一及第五千八百三番と第五千八百二番の間を経過し第五千八百四番に至る路線を大字同字金鼻山第二千四百七十三番の九を経過する路線に變更せり

◎公有水面埋立工事著手

萩町大字椿東字新川より字北前小畠に至る地先海面埋立工事は大津郡深川町植中孝一と請負契約を締結し一月二十九日より工事に著手せり。

運輸開始以來總てが順調に進展して年と共に優秀なる營業成績を持続して來たが昭和四年の上半年から劫々世上は不安の氣配を示した果して下半期に入り不景氣は滅切り深刻となり財界に不動變動を與ふに至つた如何にも不況であつた當年に於ける東萩驛の運輸概況は左表の通案外に大なる打撃を受けたが之とて全國的不況の嵐が齎す現象として不止得とするも就中乗降人員に於ては晚春奈古迄の開通に伴ふて著敷計數を見せ可なり賑ひ味が豊富であつた之に反して旅客運賃の減收は自然に遠距離行旅客が以北に異動した結果に外ならぬが萩町の繁營上から見るとときは斯の如く他方面よりの貨客共に入込みの増加を示せるのは双手を擧げて歓迎する處であろう此の世知辛い苦境に遭遇しながらも尙一縷の望みを有し對應策の如何に依りては好轉氣配強ち鮮少ならざる様である翻て貨物運輸の實績を見るご商況亦不振に終始したものか貨動は頗る不活潑な状勢を持続け

結局は總勘定に於て豫想と著敷懸隔を生じた之れ又
意想外とする處である更に發着貨客の中から主要な
ものを類別して前年に比較するときは地方産業の

い
消長が畧察知し得らるべく將來の施設計畫上に付ても万更徒爾ならざることと信じ一般の参考に供し度

◎運輸成績比較表

目減を示す

種別	昭和三年	昭和四年	比較増減
乗車人員	四八六四人	六四一七人	四七七三人
降車人員	三九四八五人	九七三六九人	五七八八八人
乗客賃	六〇、一〇〇、四五錢	五五五、九四錢	三四七五一錢
發送手小荷物個數	二二三八個	一九、五三九個	一「七〇九個
當着手小荷物個數	一四九四三個	一四、五〇三個	四〇個
手小荷物賃	三、四五〇、七三錢	一六、九〇八、二七錢	四、四七〇、四五錢
貨物發送噸數	一五〇七一噸	一四、二八六噸	七五
貨物到着噸數	一二二五三噸	七、五九八噸	三、五五五錢
貨物賃	三五、三六、三〇錢	二七、三八八、八七錢	一九〇、九三三、〇八錢
總收賃	二〇六、六七、四七錢	一九〇、八四五、三九錢	▲一五、八四五、三九錢
財界不況に基因する現象	財界不況の爲一般荷物の不活潑なると一部海運及大井奈古方面延長に依る移動	財界不況の爲商取引の萎縮に依る	財界不況に基因する現象
概活的不振なりしも主として水產物の出廻薄に依る激減	概活的不振なりしも主として水產物の出廻薄に依る激減	遠離距行旅客の分割に依る	東萩奈古間開通に伴ふ自然增加

昭和五年二月冠門鐘管内旅客關係年中行事紹介

期	月	日	曜	關係驛	件名	所在	地	駕馬よりの方位里程 交通機關所要時分
自	一月上旬			山口線	十種峯スキー	西北一里半馬櫛の便あり		
至	二月中旬			佐驛	阿武郡德佐村			
三	月三日	旬		同	天滿宮節分祭			
四	同日	旬	火	同	柿本神社節分祭	佐波郡防府町宮市	西北九丁	
五	同日	旬	同	同	石見益田驛	美濃郡高津町	自動車五分人力車十分	
六	同日	旬	同	山陽線	嚴島神社年越祭	嚴島町	西北十八丁	
七	同日	旬	同	山陰線	嚴島神社	太宰府町	自動車の便あり	
八	同日	旬	同	鹿兒島本線	太宰府神社	太宰府町	連絡船十三分	
九	同日	旬	同	同	梅社			東北三十四丁自動車十三分
十	同日	旬	同	同				分倅三十分電車三分

◎普通團体に對し臨時割引率適用

昭和五年一月十一日より二月末迄普通團体に對し
特別團体は第一期同様左記の割引率を適用すること
となれり

◎ 汽車貨四割引
臨時列車運轉

二月下旬下關運輸事務所主催に係る九州巡遊團大略
左記に依り募集す

第一日旅程 二月廿二日午前七時五十八分東萩驛發
宮地嶽神社、香椎宮、箱崎八幡宮、太宰府神社參
拜、二日市武藏溫泉に宿泊

第二日旅程 二月廿三日、二日市發熊本着本妙寺詣

同一日
第三日旅程 二月廿四日、午前鹿兒島着隨意市内見
物宮崎神宮參拜青島巡遊夜行列車にて別府着

第四日旅程 二月廿五日、午前地獄廻り、宇佐神宮
參拜萩着午後十時四十分若是翌廿七日歸着の豫定
費用概算 金拾五圓見當

内譯 溜車賃六圓六拾五錢(四割引)宿料五圓電車
軌道車賃共八拾貳錢辨富貳圓拾錢合計拾四圓
五拾七錢

社 會 事 象

◎萩町外十五ヶ村方面 委員集會

昭和五年一月一日 土原區協和會總會
同 一月二日 江向第一區戶主會總會
同 一月三日 江向第三區戶主會總會
同 一月四日 多越壯光會總會
同 一月五日 堀內區親交會總會
同 一月五日 上五間町區戶主會總會

同一日
一月十一日 沖原區自彊會總會
同 二月十二日 江向第四區戶主會總會
同 一月二十四日午前十時より町役場樓上に於て關係町
村方面委員集會開催出席者五十二名本縣社會主事篠
崎篤三氏主催者側を代表し左記事項を協議午後三時
散會せり

一、方面委員事業並方面委員事務取扱の概要に関する件

- 一、婦人方面委員囑託の趣旨に関する件
- 一、分區内の集會に関する件
- 一、取扱事務の報告に関する件
- 一、縣の獎勵する社會事業に関する件
- イ、兒童愛護デー
- ロ、農繁期託児所
- ニ、公益質屋

◎公 人 及 私 人

下村萩警察署詰巡查新任挨拶の爲一月七日來廳

林新任萩區裁判所判事一月七日着任

山口鹿兒島縣社會事業主事外十八名は史蹟視察の爲
一月十三日來萩

藤田元代議士は立憲政友會阿武郡西部分區會列席の
爲一月十三日來萩

赤木内務技師、猪瀬本縣林務課長、平佐本縣土木技
師は要務を帶び一月十六日來萩

◎故田中男爵百ヶ日法要

一月六日午後三時半より北古萩町海潮寺に於て發昌
寺主催の故田中男爵百ヶ日の法要を施行す

池部大阪營林局造林課長は史蹟見學の爲一月二十一

日來萩

一月三十日來萩

篠崎本縣社會主事は方面委員會開催に付一月二十四日來萩

前田、竹重兩本縣屬は阿武大津兩郡豫算事務主任集會列席の爲一月二十九日來萩

今村侍從武官は海軍志願兵徵募狀況視察御差遣の爲下村本縣學務部長田中參謀松下人事局長及川參謀長御堀人事部長鈴木中佐栗山海軍省屬の一行と共に一月三十日來萩

中村海軍大佐は柴田軍醫玉野本縣事務官と共に海軍志願兵検査の爲一月三十日來萩

中村山口聯隊司令官は在郷軍人幹部會へ列席の爲一月三十日來萩

村松宇和島柑橘同業組合技師は本町柑橘園視察の爲

●衛生組合役員異動

椎原區衛生組合
組合長 藤田清藏
組合長 松本雅樂
幹事 柴田熊一
顧問 増野純一
中原幸吉
大橋明治
中村忠助

江向第一區衛生組合
組合長 山本詩教
幹事 中村忠助
顧問 增野純一
中原幸吉
大橋明治
中村忠助

以上一月十三日就任

●昭和五年一月中死亡者 埋火葬別

	火葬	埋葬
男	一九	六
女	一九	八
計	三八	一四
合計	五二	八

●昭和五年一月中傳染病

病名
患者數
チフテリヤ
計
人
事

一月中發生數

一

●戸籍と身分關係（其の二十）

一、寄留を届出でらるゝ方で本籍氏名生年月日等を正確に知りて居らるゝ方は宜いですが、夫れが判

一、他の市町村より本町に居住を構へたる方は勿論其の他町内に於て他に轉居したときは必ず其の旨をお届け下さい、本町内に本籍を有する方が本籍地番以外の地に居住さるゝ場合も同様であります。

一、寄留の届出期間は寄留する積りで居住を爲してから十四日以内であります。但し同町内の轉寄留は十日以内となつて居ります。

一、寄留の届出を爲す方は通例世帶主へ一家の生計を司る人）から届出を爲すので此の場合には家主なり家屋の管理人なりの連署が必要であります。又世帶主が自己の持家なるときは連署は要しませぬ以後家族なり傭人なり縁故者なりが同居同炊する者の寄留を届出する場合は家主なり管理人なりの連署は要しませぬ。是等は皆世帶主から届出するのであります。

一、寄留を届出でらるゝ方で本籍氏名生年月日等を正確に知りて居らるゝ方は宜いですが、夫れが判

然しない場合は本籍地から成るべく戸籍の謄本なり抄本なりを取り寄せて届出でないと後ちで双方共手数がかかることがあります。

一、寄留の届出を怠りたるときは過料の制裁があります。

	昭和五年一月中		計
	男	女	
婚姻	五七	五一	一〇八
離婚	四三	一二	一〇八
出生	一三六	七七	九
死亡	一	一	一
死産	一	一	一
計	一一	一一	一一
一月中累計	一一	一一	一一

○一月中出入寄留者

	男	女	計
出	五七	五一	一一
寄	二九	三四	六三
留	五	四	九
退	七	三	六三
入	一〇	一〇	二
寄	一一	一一	一一
留	一一	一一	一一
去	一一	一一	一一
復	一一	一一	一一
歸	一一	一一	一一

○受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受

罪名	萩町に現在する者		萩町に現住せる者		計		前年
	人	員	人	員	人	員	
賭博	一	一	一	一	一	一	一
詐欺	一	一	一	一	一	一	一
横領	一	一	一	一	一	一	一
盜窃	一	一	一	一	一	一	一
機船底曳網漁業	一	一	一	一	一	一	一
取締規則違反	一	一	一	一	一	一	一
傷害	一	一	一	一	一	一	一
陸軍々人服役令施行規則違反	一	一	一	一	一	一	一
印紙稅法違反	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一

○失踪に關する届出の催告

本籍及最後の住所萩町大字堀内第二百四十七番地

不在者 金高房一

明治十六年五月六日生

右不在者に對し利害關係人本籍同所の住所長崎縣長崎市八幡町三十五番地金高フサ子より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和五年七月二十二日午前九時迄に當區裁判所に生存の届出を爲すべし若し其の届出を爲さざるべきは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期間迄に其の届出をなすべき旨一月九日官報により萩區裁判所の名を以て公示せられたり。

○節約勵行の必要 山口縣社會課

◎阿武郡教育會及萩自省會の推奨に係る定時勵行の標語

- ▽時間尊重の實現は諸會合の定時嚴守に始り
- ▽諸會合の定時の嚴守は司會者が定時を斷行するに始る故に定時の勵行は定時の斷行にあり而して
- ▽定時を斷行せんと欲せば司會者も會衆も一致して
- ▽上記の標語を味つてどこまでも實行するにあり

○一九三〇年?一一五九〇年

本願寺特撰布教師 守重哲 雄師

今昭和五年二月十一日は我が大日本帝國紀元二千五百九十年即ち皇祖神武天皇の天業を恢弘し給ひたる御偉業を回顧し明治大帝の肇國宏遠樹德深厚の聖勅を追想し奉る我國固有の大祀なると共に國民的大祝日である。

抑も我國に於ては年中行事の大なるものが三つある

雑事

○感謝

◎本町常念寺住職山近春水師は壇家より供へたる祝餅を萩町受救民二十九名へ惠與方申出らる其の厚意を感謝す

○寄贈圖書欄

◎高松村報 一月號 山形縣西村山郡高松村役場よ

曰く四方拜、曰く紀元節、曰く天長節、是を合稱して三大節とする、就中四方拜は新年の式にして万國共通の祝日、又た天長節は歴代相異なる祝日、獨り斯の紀元節は我國の特有且つ二月十一日は千代万代まで永久不變の定日である。然るに今日までは何となく只だ官衙なり學校だけの祝日位いに思ふて國民的に意義深い祝日と考へぬ者が往々ある。かうした淺い否なる謬れる考へを警醒する運動として貴族院議院永田秀次郎氏等は「建國の精神に還れ」と絶叫し建國祭を行ふことに努めつゝある。

惟ふに此の日は實に神武恢弘の偉蹟を回想し奉ると共に我等祖先が此の長年時を通して終始渝ることなく愛國奉公の忠誠を以て金甌無缺の國體を擁護し之を我々子孫に傳へたる努力に對し深く感謝しなければならぬ、而して又た我々現代の國民は斯の國民的総反省の日に當り特に思想國難てふ聲高き時に際し益々國體の精華を發揮すべく大覺悟をしなければならぬ。

然るに徒らに外來思潮にのみ捉はれ新らしがりの輕

云ふたのだ。又他人の坐はりた座蒲團の上に直ぐ坐ると仲が悪くなると云ふ如きは一は衛生的即ち悪い病氣の感染を注意し一は折角暖くなりた座蒲團に直ぐ坐るのは、己を勞せずして人の勞力を盜むを諒めたのである。是の如き等々のこととは修養上有益無害である。然るに丙午のねとに當りた爲結婚難となり爲めに自暴自棄に陥り甚しきは爲に自殺を企るに至る如きは實に社會の爲無關心に看過すべからざる人事上の重大問題である。

十三日 地、何故に丙午を嫌忌するか

抑も十二支即ち子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥は動物的名稱で十干とは木火土金水の五つを甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十に配し、夫れを順次に「きのこ」「ひのね」等と云ふ工合に「ね」と「と」に分つ、故に是を「ねと」と連呼するのである。而して此の十二と十との組合せが六十年目に一度づつ廻つてくるから六十一歳を還暦と稱する。畢竟其の年の符號に過ぎない。

本年を庚午と云ふも昭和五年と云ふのも同じことだ乃ち丙午も其の年の符號である。

仇觀念に漂はされ、他を拜し自らを輕んずるの結果西歷一九三〇年を盛んに用ひ而も二五九〇年の數字さへ忘却する輩渺なからざるの觀あり、眞に慨はしきの極みである。

繰り返して記す……二月十一日は我國特有の大祀なると共に國民總反省の一大記念日であらねばならぬ

◎午歳に因みて丙午の

本願寺特撰布教師 守重哲雄

天、丙午の娘結婚難

迷信も事柄によりて左のみ社會に其の迷惑を及ぼさない程度のものは強ち打破する必要も無い、否な寧ろ新解釋を與へて善用すればいい。

例へば鍋の蓋で肴や野菜を切るとイグチの兒を産むと云ふ如きは禮節の教訓で物を切るには俎がある。又雪隠の掃除をよくすると良い子が生れると云ふ如きは衛生の教訓でトカク座敷や玄關はよく洒掃するが汚い雪隠は掃除することを嫌ふから清潔の獎勵に

然るに「ひのねうま」と云ふを火の上、火は物を焼く夫れに馬だから馬は荒れ狂ふ、兩者共に女性に相應しくない、故に丙午の娘は縁付きが六ヶ敷やうになれた、實に氣の毒にもあり、亦た、馬鹿げたことだ。

瀧澤馬琴は其の著「燕石雜志」に「女子丙午に生る者は必ず其の良人を食ふ」などと馬鹿に火を焚きつけた、其の實今日まで丙午の嫁さんが其の良人を食ひ殺した例は無い、大體、火に女を結びつける理由が不明だ、八百屋於七が戀人に逢はんが爲放火した其の於七が丙午生れだから是れが起りと云ふ人があるが、一女性が放火したからとて一般の女性を律するは猶ほしも、不具者の一人を標準として多數の健全者を不具扱ひにするやうなものだ。愚にもつかぬ考え云はねばならぬ。

之を要するにかうした迷信は確かに社會に害を及ぼし、精神文化の瘤である。教育家も、宗教家も、其他有識階級者も、相携へ所謂教化総動員的に啓蒙運動に最善を盡し、以て本當の昭和文化を打建てねばならぬ。本年の午歳に因み之を記す（昭和五年一

月十五日伊萬里の出張先に於て)

●昨年の今月今日

●一月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

- 四日 御用始に付例に依り林町長より吏員一同に對し別項の通訓示す。
- 八日 町公會堂に於ける栗屋芳亮氏發起の勤王館建設協議會へ林町長列席。
- 十二日 長嶺金谷區長外一名近火見舞謝禮の爲來廳
- 十三日 萩醫師總會を好生館に開催金子助役列席。
- 十九日 椿信用組合第二十三回總會を椿西小學校に於て開催、金子助役列席。
- 二十四日 田村平安古第三區長代理死去葬儀執行に付金子助役參列弔詞を呈す。
- 二十五日 侍從武官迎送に關し課長會議開催
- 二十八日 侍從武官迎送に關し各種團體代表者と協議會開催。
- ・
- 二十九日 町公會堂に於て本縣主催處女會幹部協議會開催。
- 三十一日 町公會堂に於て加藤慶應大學教授のプラジル事情紹介講演會併に活動寫真會開催。

- 十五日 大照院に於て毛利綱廣公贈位報告祭舉行。町衙に於て萩魚市場功績者表彰式舉行。
- 十六日 越ヶ濱水道使用條例許可の指令ありたるに依り本日より之を施行す。
- 十七日 町公會堂に於て萩町農會長同副會長の選舉執行、林町長會長に、福田町會議員副會長に當選就職。
- 十八日 熊本遞信局海事部藤原書記は船舶検査指定地に關する調査の爲來萩。
- 萩町聯合青年團主催の青年講座を越ヶ濱小學校に開催。
- 二十一日 本縣廳に於て故瀧彌八、中島治平兩氏に對する位記奉受並に贈位傳達式舉行。
- 北古萩淨國寺に於て故中島治平氏贈位報告祭舉行。
- 二十二日 町公會堂に於て本縣主催國民精神作興講演會開催
- 二十三日 町公會堂に於て綿糸鮭網編網講習會開催
- 二十四日 北古萩享徳寺に於て故瀧鶴台先生贈位報告告祭舉行。

(其の二) 東京商工會議所調查會

●ドイツ産業組織に現れた合理化運動

最初の年の組織の完備、人員の整理、設備の改善、研究費の増加等に二億七千マークが使用され、翌年には一億五千マークが計上された。このうち、八千マークは石炭洗滌の設備、コークス爐の新設及び副

産物還元のために使用され、このため新規に入百九十四個のコークス爐が据付けられ、五百万トンのコークスが新たに生産されることになり、これよりコークスガスを製造して、これを燃料用として製鐵、製鋼その他の工場に供給することになった。これがために、從來石炭产地よりの石炭運送費の加重に苦しめつゝあつた工場は、これによつて尠くない利益を受けることになった。

なお、遠距離の工場までコークスガスの送管供給することについて現在考究されている。金属工業と石炭工業との連繋は、兩者にとつて専くない利益を興るにいたつたので、その聯合も漸次大きくなつて、現在では九千万トン即ちドイツ全產額の六割の石炭が、この聯合の產出するところになり、製鋼業者は石炭業者と共に石炭よりコークスを生産しつゝある。

このため、ドイツの石炭業者はその生産石炭をコークス或はコークスガスに製造して、これを金属工業に供給することができるので、生産過剰または販賣の上に際會する一切の困難を切り抜けることができ

て、安固な状態におかれることになった。殊にルール地方の石炭業者は、この大合同の成立のため、その全產出の三分の一の石炭をコークスに製造し二千八百万トンのコークスを得ることになったので、その地位はます／＼安固となつた。

したがつて、これに伴つた設備も改良されることになり、舊式の約一万六千箇のコークス爐は、新式設備に改變されその數二分の一に減じた。現在までの成果にあれば、コークス生産はます／＼増加を豫想され、コークスより製造されるコークスガスも、ルール地方よりハノーバー市まで、數百マイルの送管輸送の計畫があり、またウエスマリア地方には、産業界および家庭においてコークスガスの需要は、最近非常に増加の傾向がある。（以下次號）

